

学校・病院・行政施設等を利用・管理する皆様へ

# 敷地内禁煙は 法律で定められた義務です。



埼玉県マスコット  
さいたまっち&コバトン

健康増進法の改正により第一種施設(※1)は、2019年7月1日から敷地内禁煙(※2)となりました。

(※1) 病院・診療所、薬局、学校・幼稚園・保育園・認定こども園・児童福祉施設、行政機関の庁舎等屋内は完全禁煙(喫煙専用室の設置不可)

(※2) 下記の基準を満たす場合、屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

## 喫煙場所の設置基準

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③ その施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。



## 違反時の罰則等の適用

		指導 助言	勧告 公表 命令	過料
全ての人	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※)	○ (命令に限る)	○ (30万円以下)
施設等の 管理権原者 (*印は、 施設の管理 者も含む。)	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○ (50万円以下)
	喫煙場所設置基準適合	○	—	—
	立入検査への対応*	—	—	○ (20万円以下)

(※) 喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前に見られない場合に、命令がなされます。

詳しくは、 [埼玉県受動喫煙防止対策](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kitsuentaisaku/zoushinhou.html)

# 健康増進法の一部を改正する法律全般に関するお問い合わせ先

## 受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)

**電話番号 050-5370-4411**

(受付時間9:30~18:15(土日・祝日は除く))

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

## 施設の所在市町村別お問い合わせ先

問合せ先	電話番号	ファックス番号	所管区域	
さいたま市 健康増進課	048-829-1294	048-829-1967	さいたま市	
川越市 健康づくり支援課	049-229-4121	049-225-1291	川越市	
越谷市 市民健康課	048-960-1100	048-967-5118	越谷市	
川口市 保健総務課	048-229-3291	048-281-5765	川口市	
埼玉県保健所	南部保健所	048-262-6111	048-261-0711	蕨市、戸田市
	朝霞保健所	048-461-0468	048-461-0133	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	春日部保健所	048-737-2133	048-736-4562	春日部市、松伏町
	草加保健所	048-925-1551	048-925-1554	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
	鴻巣保健所	048-541-0249	048-541-5020	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	東松山保健所	0493-22-0280	0493-22-4251	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
	坂戸保健所	049-283-7815	049-284-2268	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
	狭山保健所	04-2954-6212	04-2954-7535	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	加須保健所	0480-61-1216	0480-62-2936	行田市、加須市、羽生市
	幸手保健所	0480-42-1101	0480-43-5158	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
	熊谷保健所	048-523-2811	048-523-4486	熊谷市、深谷市、寄居町
	本庄保健所	0495-22-6481	0495-22-6484	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	0494-22-2798	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	

県政PR

**参加企業  
募集中!**

## 埼玉県健康経営認定制度

～従業員の健康づくりで会社に活力を!～

【お問い合わせ】

埼玉県保健医療部健康長寿課 TEL. 048-830-3663

埼玉県 健康経営 検索

